



丹篠教子第 22 号

令和 4年 5月11日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市教育委員会
教育長 丹 後 政 俊



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
こども未来部 子育て企画課
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和3年9月1日～令和4年1月26日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	こども未来部 子育て企画課（前担当：保健福祉部 社会福祉課）
対象事項	（意見）①遊具設置事業の実施について
指摘等 内容	<p>市内で安心して子どもたちがのびのびと遊べる環境を整備するため、令和3年度よりまちづくり協議会（旧小学校区）の地区ごとに屋外遊具を設置する事業が進められているが、市内には市が管理する公園や各自治会の公民館などに遊具が設置されているところもあり、自治会等が行う遊具等の設置に要する費用の一部を補助する制度もある。</p> <p>子育て施策として遊具を設置することは理解できるが、限られた予算を有効で効率的に活用するために、アンケートなどによるニーズや実態の調査を行い、新設だけでなく既存施設の拡充など市内全体の遊具設置状況や利用見込みなどを考慮して場所の選定を行い、遊具等設置事業補助金との整合性を図り、実施要項を策定したうえで事業を進めること。</p> <p>一方で、遊具の設置場所が十分にPRされていない現状がある。毎年発行されている子育てガイドブック「ささっ子すくすくガイド」には遊び場所などが紹介されているので、要望に応えるだけでなく遊具の設置場所を広く周知することに注力されたい。</p>
改善措置 通知日	令和 4年 5月11日 改善措置通知
改善措置 内容	<p>「丹波篠山市おいでよささっ子遊具設置事業実施要綱」を令和4年2月1日施行。</p> <p>①事業の目的 ②設置及び点検管理 ③設置の要件 ④設置場所及び遊具の選定 ⑤広報の方法 等について定めた。</p> <p>各地区から設置の要望があった際には、要望内容について聴き取り、設置場所の確認、設置遊具の選定等について十分な協議を行ったうえで事業を進めることとする。</p> <p>また、遊具の設置場所のPRについては、市のホームページで周知するとともに、機会がある毎にPRし、また次回の「ささっ子すくすくガイド」を発行することとなった際には、その紙面で紹介するなど、更なる周知に努めることとする。</p> <p>※令和4年5月6日に開催された「第1回丹波篠山市自治会長会理事会」において、同事業についての案内チラシを配布すると同時に、口頭による説明を行った。</p>
改善措置 公表日	4. 5. 11

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。